1. はじめに

(1) 意見聴取・反映の目的

みんなで使いやすい施設を、暮らしやすい社会を作っていくためには、施設をつくる側と使う側が知恵を出し合い、話し合っていくことが必要です。そのためには、施設をつくる側も使う側も、自分たちの立場での考えや利益に固執することなく、同じ社会の一員として、みんなで使いやすい施設を作っていこうという意識をもつ必要があります。

それでは、みんなの使いやすい施設を作るためには、どうしたらよいのでしょうか?『人にやさしい街づくりの推進に関する条例』には、施設を新築等しようとする者に対して遵守義務のある「整備基準」があります。さらに、『人にやさしい街づくり望ましい整備指針』には、より円滑に利用できるようにするための「望ましい措置」を定めています。これらの措置を取り入れようとする際、その措置が高齢者・障害者等を始めすべての人にとって利用しやすいか否かの判断を行う一つの手段として、意見を聴き、施設整備に反映させる方法があります。

意見聴取・反映の目的

意見を施設整備に反映させることにより整備の 効果を高めること

意見は、施設を利用する多様な人、とりわけ高齢者、障害者等の視点に立ち、 経験や知識を活かした意見を述べられるような人やその施設の利用者となる ことが想定される人に聴きます。

個々の意見聴取・反映で得られた知識や経験がその施設整備に留まるのでは なく、社会全体で蓄積・共有され、次の施設整備に活かされるオープンな仕組 みづくり(スパイラルアップ)が必要です。

(参考)

愛知県では、『人にやさしい街づくりの推進に関する条例』の改正(平成 16 年 12 月)にあたり、施設整備の効果を高めるために、整備基準に適合させるための措置について、高齢者、障害者等の意見を聴く努力を求める条文が追加されました。

また、特定施設の新築等の際に適合させることが望ましい特定施設の構造及び設備に関する措置の基準を定めることができるとされました。(平成 20 年 1 月に、『愛知県人にやさしい街づくり 望ましい整備指針』を定めています。)

※1 『人にやさしい街づくりの推進に関する条例』に規定される特定施設であるかそうでないかに関わらず活用していただき、誰もが少しでも使いやすい施設となるように考えております。

■愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例 本文と解説

人にやさしい街づくりの推進に関する条例

(高齢者、障害者等の意見の聴取)

第 11 条の 2 特定施設の新築等(規則で定める特定施設に係るものに限る。)をしようとする者は、整備基準に適合させるための措置について、高齢者、障害者等の意見を聴くよう努めなければならない。

本条は、人にやさしい街づくり推進のための施設整備の効果等を高めるために、施設整備に あたり、整備基準に適合させるための措置について、高齢者、障害者等の意見を聴く努力を求 めるものである。

特定施設の新築等をしようとする者は、前条で規定する整備基準を遵守するだけでなく、使い勝手の良い設計、施工をすることが求められる。しかしながら、整備基準に適合させるための措置の内容が、高齢者、障害者等にとって利用しやすいか否かの判断は、健常者あるいは設計者のみでは、必ずしも十分ではない場合もあると思われる。

この判断を行う一つの手段として、高齢者、障害者等の意見を聴き、施設整備に反映させることが考えられる。

本条は、意見の聴取を行う高齢者、障害者等の対象を特定するものではない。しかしながら、 施設を利用する高齢者、障害者等の視点に立ち、経験や知識を生かした意見を述べられるよう な人やその施設の利用者となる人に意見を聴くことが望ましい。

また、意見の聴取の内容は、特定施設の新築等をしようとする者の施設整備計画について、 この条例の整備基準の規定の範囲内に限定しているのであって、高齢者、障害者等も、この趣 旨を十分に理解することが必要である。

(整備基準の遵守義務等)

第 11 条

2 知事は、特定施設を高齢者、障害者等がより円滑に利用できるようにするため必要があると認めるときは、特定施設の新築等の際に適合させることが望ましい特定施設の構造及び設備に関する措置の基準を定めることができる。

第2項においては、知事は、特定施設を高齢者、障害者等がより円滑に利用できるようにするため必要があると認めるときは、特定施設の新築等の際に適合させることが「望ましい特定施設の構造及び設備に関する措置の基準」を定めることができることとされている。第1項の整備基準における努力規定は、義務化まではできないが、より円滑な施設整備を進めるため指導、助言ができるよう規則で定めることとしているが、「望ましい基準」については、(略)、規則という形式にとらわれず、整備基準の解説書に付記する等の方法により、施設をより円滑に利用できるようにするための望ましい方向性を明示し、県民に知らしめることもできる規定としている。人にやさしい街づくりの推進のため、事業者は、この「望ましい基準」により整備に努めることが望まれる。

(改訂二版 『愛知県人にやさしい街づくり』 人にやさしい街づくりの推進に関する条例の解説 より)

(2) 本書の目的

本書は意見聴取・反映の目的や手順、ルール等を明らかにし、条例に位置づけられた意見聴取・反映の手引となることにより、意見聴取・反映の取り組みを促し、整備効果を高めることを目的としています。なお本書は施設の新築時に加え、施設内のレイアウトの変更や機能更新、人的サービスの内容等運用時における利用者等の意見聴取・反映にも活用することができます。

図 事業者等と利用者等のメリット

ノーマライゼーションの推進 「人にやさしい街」の実現につなげる

個々の意見聴取・反映により得られたノウハウによってさらに次のことが期待されます。

- ⇒ 社会として蓄積・情報共有することにより、次のプロジェクトを効率的に進めることに繋が ります
 - ⇒ 今後の事業展開や設計、製品開発 に活かすことができます。
 - ⇒ 事業者の姿勢が伝わり社会的な 評価につながります。

⇒ 今後の意見聴取・反映の機会に適切な意見を述べる等、個々人の知識・経験の蓄積に繋がります。



さらに・・・

使いやすい施設ができることにより 施設の利用促進に繋げることが期待されます。



ニーズに沿った施設を建設でき、施 設整備に投資する費用の効果をより 高めることができます。

〇情報発信

地域を大切にする事業者の姿勢を社会に発信することができます。



より使いやすい施設ができるとと もに、自らが建設に関わったとい う愛着の持てる施設ができます。

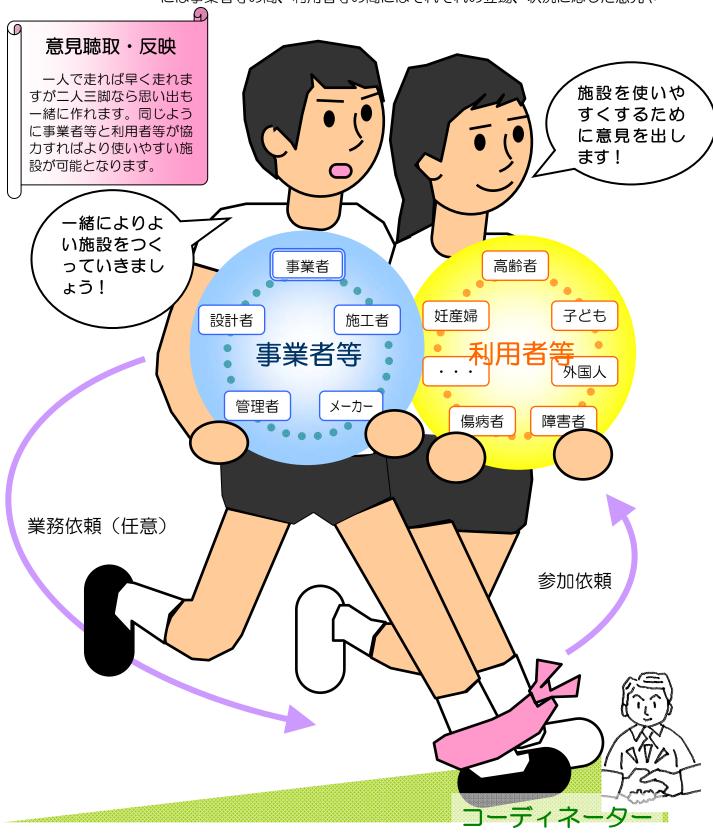
事業者等にとって のメリット 利用者等にとって のメリット

意見聴取・反映により施設の整備効果を高めることができます。



(3) 本書を活用していただきたい関係者

本書は、誰もが少しでも使いやすい施設の実現を目指した意見聴取・反映にかかわる人々に活用されることを想定しています。事業者等と利用者等、さらには事業者等の間、利用者等の間にはそれぞれの立場、状況に応じた意見や



考え方がありますが(図では ◆ → で表現しています)、こうした意見を調整し、納得できることを目指し意見聴取・反映に臨んでください。

事業者等(施設の計画、整備、管理、運営に携わる全ての人)

- ・事業者 事業を行う人
- ・設計者 基準を遵守しつつ設計する人
- ・施工者 設計図に基づき工事を行う人
- ・メーカー 設備、部材等を製作する人
- ・管理者 オープン後管理・運営する人

施設利用者等(施設を利用するすべての人)

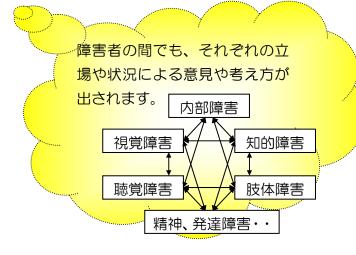
特に次の方の使い勝手を考えましょう

(一般的に想定されるポイント)

- ・高齢者 身体機能全般の衰えがみられる
- ・障害者 肢体、内部など様々な障害がある
- ・傷病者 けがにより一時的に障害を持った人
- ・妊産婦 動作が重くなり、疲れやすくなる
- ・外国人 言語情報の提供に留意が必要
- ・子ども 危険防止や情報提供の仕方に留意が必要 子ども連れの親の視点にも留意が必要

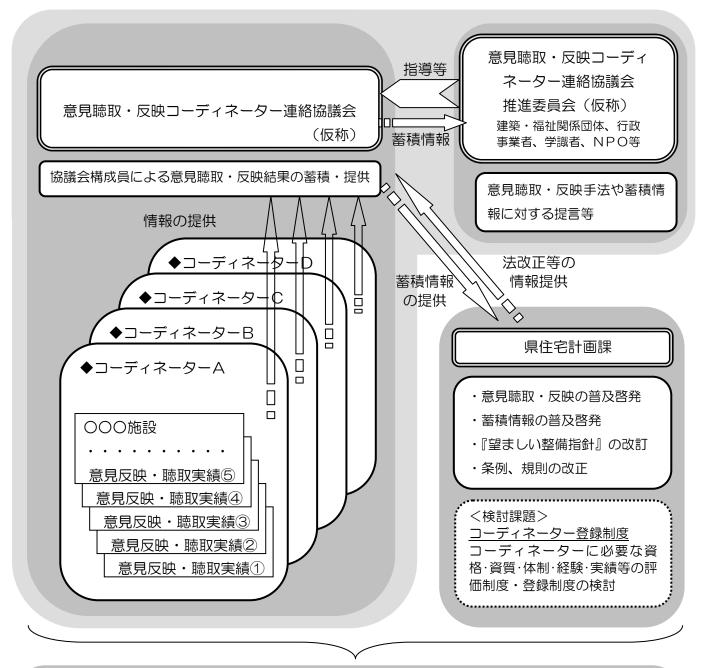
支 援

- コーディネーター (聴取会の企画、運営等、事業者等と利用者等の間に立って調整を行う人) コーディネートに関する知識と経験を持った人。例えば次のような人々が該当するでしょう。
 - ・障害当事者や関連 NPO 法人等(障害者のことをよく知っている)
 - ・設計者(設計・施工に関してよく知っている)
 - まちづくりコンサルタント(まちの状況についてよく知っている)



事業者等と利用者 等の間に立ち意見 が施設整備に活か されるようお手伝 いします 誰もが使いやすい施設の実現に つなげる 個々の事例の積み重ねが社会全体のスパイラルアップ*1に繋がり、「人にやさしい街」の実現を目指します。

図 意見聴取・反映結果の蓄積・情報提供(スパイラルアップ)



事業者等 より良い施設整備 利用者等 施設をより多く利用 誰もが使いやすい施設の実現 「人にやさしい街」の実現

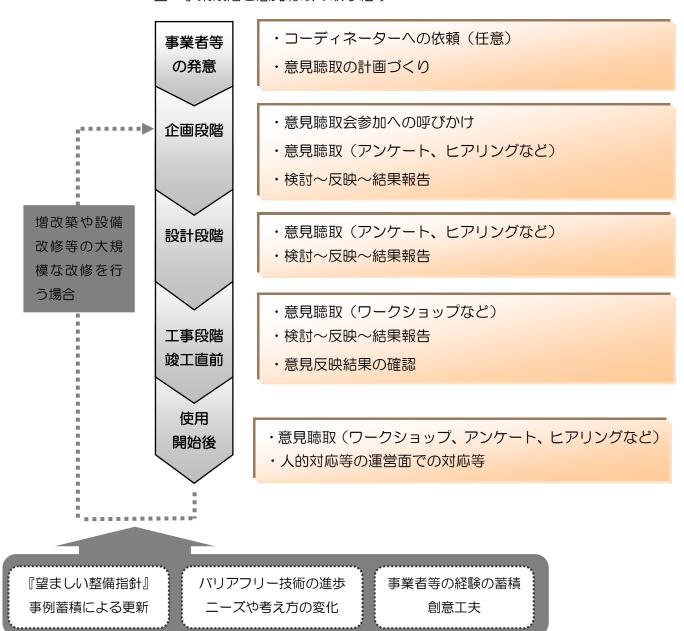
2. 意見聴取の基本的な流れ

下の図は意見聴取の基本的な流れを示しています。

『望ましい整備指針』の活用や、事業者等の経験、施設の規模や周辺状況等の 条件を踏まえ、取組み回数や意見聴取・反映を行う内容を事例ごとに検討してく ださい。

利用者等のニーズ、バリアフリーの考え方や技術、また事例を反映した『望ましい整備指針』に示された措置の内容は不変ではありません。見落としをなくすため、また工夫をこらしてより良い事例としていくため可能な限り基本的な流れを踏襲することをお勧めします。

図 事業段階と意見聴取の取り組み



(1) 事業者等の発意

事業者等は、効果的な施設整備を行うことを目的に、意見聴取*1の実施を発意し、意見聴取の計画を作り、費用*2の用意を行います。



発意

事業者は意見聴取の実施を発意し ます。



意見聴取に関する計画づくり

どのような方法で、だれに意見を 聴くのか計画を立てます。

- ・意見を聴く利用者等を募る
- ・意見聴取の時期と内容の概略検討
- ・聴取方法の検討(アンケート、ヒ アリング、ワークショップ)



ワンポイント

管理者への参加呼びかけ

配慮した措置が完成後に十分機能を発揮するためには、施設管理者の意識も関係してきます。あらかじめ管理者がわかっている場合は管理者にも参加を呼びかけましょ



コーディネーターへの依頼も一つの方法として考えられます。

コーディネーターは、①意見聴取全般に関して適切なアドバイスを行う、②ネットワークを活用して意見聴取の対象者を募る、③意見聴取会の運営など行います。

■意見を聴く利用者等

- ・意見聴取の対象者はその施設の利用者として想定される人々です(利用者等)。一般的には 不特定の利用者が想定されることから、高齢者、障害者など日常生活や社会生活で身体等の 機能上の制限を受ける人々をはじめ幅広い対象者から意見聴取を行ってください。
- ・高齢者、障害者等とは高齢者(ただし加齢による状況は人により多様であることに留意のこと)、障害者(車いす使用者を含む肢体、内部、視覚、聴覚、知的、精神、発達障害(の関係者))、傷病者、妊産婦、児童・幼児連れなどが想定されます。
- ・一概に障害者と言っても、介助者の有無、使用する機器の違い(手動車いす使用者か電動車 いす使用者か等)、障害の程度(全盲者か弱視者か、聾者か難聴者か等)などによって、個々 の状況が異なります。
- ・意見聴取の対象者は、公募や自治体を通して地域の社会福祉協議会から紹介を受けるなどに より募るとよいでしょう。コーディネーターを活用することも考えられます。

^{*1}意見聴取はいわゆる住民説明会とは異なり、道路渋滞や排気ガス、騒音、照明等の住環境について意見を聴く場ではないことに注意する必要があります。

^{※2}意見聴取に必要な費用については、P13を参照

(2) 意見聴取・反映の実施

意見聴取は設計や工事の各段階で、段階に応じた内容について利用者等から 意見聴取を行うことが望まれます。以下に意見聴取の際の留意事項を各段階共 通事項と段階別に示します。

① 各段階共通事項

意見聴取の方法

・アンケート調査、一堂に会したヒアリングや個別のヒアリング、工事中の施設などで検証するワークショップなどがあります。意見聴取の対象者等を勘案して、最も効果的な方法を選択してください。

意見聴取

・各事業段階ごとに意見の聴取・反映を行う場合は、事業者 等も利用者等も同一者が継続することが望まれます。ただ し、途中からの参加を拒むものではありません。

意見聴取の内容

- ・ 聴きたい内容を絞り込む、 条件を示すなどできるだけ簡単 に答えられるよう工夫してください。
- ・各事業段階に応じた内容について意見聴取してください。 (施設全体の配置や動線の検討段階で器具の取り付け位置 など細部の意見が出た時などは今後の検討事項とすること も必要となるでしょう)

コミュニケーションの方法

・利用者等とのコミュニケーションには配慮が必要です(12 頁参照)。また、事前に資料説明を行うことを原則とします。

聴取後

意見聴取後の対応

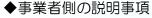
・意見聴取した内容について対応が可能であるか人的対応等 運用面も含め検討し、設計、施工、運営に反映させるとと もに、検討した結果(どうするのか)を意見を聴いた利用 者等に知らせます。

② 企画~設計段階

条例の整備基準を遵守し、さらに『望ましい整備指針』などを参考にした ユニバーサルデザイン、バリアフリーを意識した設計を行うのにあわせ、意 見聴取を行ってください。

意見聴取の内容等

企画段階



- ・意見聴取の目的、施設概要、スケジュール、予算、参加者 に期待すること など
- ◆意見聴取する内容等
- ・利用者等のニーズを把握
 - ※利用者を想定してニーズに関する意見聴取を行い、ニーズに対 応する機能、ボリュームについて検討します。





基本設計(全体の設計)

- ◆事業者側の説明事項
- ・平面図、パース等を用いての施設の設計概要
- ・施設までの交通手段、最寄駅までの経路等
- 動線計画(通常時の敷地内、建物内の動線、非常時の動線
- ・車いす使用者用トイレや車いす使用者用駐車場の配置や利 用者の考え方 など
- ◆意見聴取する内容等
- ・ゾーニング、動線計画、高低レベル(地盤高さ)の設定
- ・室の確保や配置、機器の選定、サイン計画など
- ※段階的に意見聴取を行うことが望まれます。例えば段差の解消や 空間の確保(エレベーターのかごやトイレのブースの大きさ、設 置数) などは、設計が進んでしまってからは対応することは困難 な場合が想定されます。
- ※スケッチや模型、モックアップ^{*1}、メーカーの工場、ショールー ムの利用、類似施設の利用など分かりやすい意見聴取に努めまし ょう。(実施設計時共通)
- ※1 P32 用語集参照

実施設計(細部の設計)

- ◆事業者側の説明事項
- ・トイレ詳細図、EV 詳細図等を用いての設備内容
- ・案内設備の考え方や案内板、標識等の標記内容など
- ◆意見聴取する内容等
- ・段差の解消、安全性の確保、使いやすさ、色彩計画、案内表示の 仕様など

③ 工事~竣工段階

工事が進むにつれて、図面や模型ではない実際の空間ができあがってきます。使い勝手などの細かな部分について、安全に十分配慮しながら現場での確認を行ってください。

意見聴取の内容等



工事段階 竣工直前

◆事業者側の説明事項

- ・意見反映した部分等を現場にて説明
- ◆意見聴取する内容等
- ・設備の使い勝手や細部の処理の確認
- ・意見反映結果の確認
 - ※例えば、天候や時刻により見え方が異なる案内表示の取り付け 位置や文字の大きさなどを現場で直接確認しましょう。(安全 確保に十分注意)
- ※一般的に利用者等は建築に詳しくなく、図面のみで十分な情報 を得ることは難しいので、現場での確認を行うことをお勧めし ます。

④ 使用開始後



施設の使用開始後にバリアフリーの課題が見つかることもあります。また、建設後年月が経過し大規模な改修が必要となる頃には、様々な環境が変わっていることも想定されます。より使いやすい施設をめざし、機会を捉え利用者等の意見聴取、反映に取り組んでください。

意見聴取の内容等



- ・施設に対する意見をアンケートやワークショップなどによって把握し、軽微なものであれば対応しましょう。人的対応等運用面で対応できる場合もあります。
- ・その他は大規模改修などの機会にできる限り対応しましょ う。

大規模 改修等

・再度企画段階から始めましょう。

12

■意見を聴く場合に配慮すべき事項(障害者を例とします)

~ コミュニケーションの方法等 ~

〇 準備段階

- ・事前に資料説明を行うことを原則とします(相手方の状況にあわせた伝え方に注意)。 一堂に会したヒアリングなどにおいては、即時対応が困難な人もいます。
- ・事前にコミュニケーションの方法を**本人に聴き、**確認してください。 聴覚に障害がある人すべてが手話で話せるわけではありません。 視覚に障害がある人すべてが点字を読めるわけではありません。

〇 意見聴取当日

・便宜的に障害者を〇〇障害としていますが、その状況は個々で異なり千差万別です。 その日その時の体調や天候等によっても変動があります。

先入観、思い込みからの対応をしないよう注意してください。

- ・障害者本人とコミュニケーションをとることが重要です。 介助者等がいても本人に話しかけてください。(両者の意向が一致しているとは限りません。)
- ・視覚障害への伝達の仕方

正面に立って話してください。

「あっち」「こっち」などの代名詞を使わないようにしてください。

物の場所を時計の文字盤の位置で説明してください。

触れることのできる模型を利用するなど具体的に伝えてください。

・聴覚障害への伝達の仕方

筆談、手話、口話、要約筆記、身振り手振りなどにより伝えます。

筆談 丁寧な文より簡潔な文で

口話 口の動きがよく見えるよう配慮 ゆっくり話す

手話 手話通訳者の参加

要約筆記 筆記者が書きとめられる速さで話す

(室の明るさ調整やスポットライトが必要となる場合があります。)

(声を大きくすると表情が厳しくなり、受け入れられなくなる場合があります。)

~ 意見聴取会を開催する場合 ~

○肢体障害者への配慮

・手動車いす、電動車いす、ストレッチャー、杖など、利用する機器は個々で異なります。確実に全ての人が参加できるように、会場の場所、スペース、会場から車いす使用者用便所までの経路などに配慮してください。

○内部障害者への配慮

・磁気ループなど機器の使用にあたっては、ペースメーカー等の医療器具への影響を考慮してくだ さい。

(3) 事業者等、利用者等の基本姿勢

意見聴取は誰もがより利用しやすい施設の実現のために行うものです。立場は異なっても意見聴取を行う目的は同じです。意見聴取を行う(参加する)際は、以下の内容に留意して、お互いを理解するという姿勢で行い(参加し)ましょう。

◆事業者等の留意事項

- いただいた意見に対し反映が難しいと答える事には悪印象等のデメリット もありますが、進行具合やコスト、統一仕様等により意見反映が難しいと の回答もあり得ることを事前に利用者に伝えておきましょう。
- ・ 意見聴取は聴きたい内容を絞り込む、条件を示すなどできるだけ簡単に意 見が言え、答えられるよう工夫してください。
- ・ 意見聴取した内容について、実現が妥当であるか、可能であるか検討し、 設計、施工に反映させてください。よりよい施設の実現を目指し、事業者 等の構成員それぞれに直接的、間接的なメリットのあることを理解してい ただき、可能な範囲で意見を取り入れるようにしてください。
- ・ 出された意見によっては、次の段階(設計段階から工事段階へ、工事段階から運営段階へ)へ引き継がれるよう留意してください。
- ・ 検討結果を意見聴取対象者に知らせ、理由も合わせて報告してください。 (確実な報告の為にその場での回答が望まれます。)
- 『望ましい整備指針』を参考にしてください。
- コーディネーターが参画している場合は、 コーディネーターへの相談も有効です。





ワンポイント

意見聴取に必要な費用

- 一般的に意見聴取には費用が必要となります。過去に開催された「一堂に会した意見聴取」の場合では、
 - ・意見聴取会場使用料
 - ・コーディネーター費用(事前準備・当日司会進行・結果とりまとめ)
 - ・利用者等謝金及び実費(交通費等)

が必要であり、これらの費用を事業者が負担した例が多いようです。

※「一堂に会した意見聴取」は開催実績が少なく必要な費用はかなり幅がありました。 ※コーディネーター費用としては一開催で〇〇人・日程度の業務量が見込まれます。

事業者、設計者、施工者、メーカー、管理者別留意事項

事業者

- ・条例の整備基準や自主的に取り組む望ましい整備指針に対する措置について、整備効果を高めるため積極的に意見聴取・反映を行ってください。
- ・出された意見に対し、実現可能であるかどうかを整備コストも踏まえ 検討し、可能なものは整備に反映するよう心がけてください。
- ・意見を聴く上で必要な費用を負担するよう努めてください。
- ・より効果的に意見聴取・反映を行うために、コーディネーターなどの参画を 求めることも検討してください。



設計者

・整備基準を遵守するとと もに、高齢者、障害者等 の特性を理解し設計を進 めてください。



(共通)

- ・施設整備の進行段階を踏ま えた聴くべき事項につい て分かりやすく(聴取の方 法や内容)意見聴取を行っ てください。特に建築の専 門用語の使用を避けてく ださい。
- ・出された意見に対し、利用 者等の個人的な意見では ないか、施設整備で対応す べきか、対応方法が普及し ているかなどを整理し、事 業者とともに実現可能で あるか検討してください。

施工者

- ・設計図に示された内容 (整備基準)を遵守する とともに、高齢者、障害 者等の特性を理解し施 工を行ってください。
- ・工事現場での意見聴取 (使い勝手のチェック など)を行う場合、その 主旨やチェック項目を



理解し、意見 聴取に協力 してくださ い。

メーカー

・整備基準を遵守すると ともに、高齢者、障害 者等の特性を理解し製 品情報の提供等を行っ てください。



- ・チェック用に実物を提供する、ショール ームや工場で製品を使ったチェックを行 えるよう手配するなど分かりやすい意見 聴取に協力してください。
- ・得られた情報を蓄積し、よりよい製品を 開発し、事業者が導入しやすい価格で提 供できるよう努めてください。

管理者

・整備基準を遵守すると ともに、高齢者、障害 者等の特性を理解し維 持管理の観点から設計 ・施工に対しての助言 等を行ってください。



- ・特に人的対応等運営面での対応が求められる場合、管理運営者が取り組むことが想定されるため、管理体制を工夫してください。
- ・配慮された措置が十分活かされるよう従業 員研修を行う等、その内容を従業員ととも に理解し管理運営にあたってください。ま た、利用者の声を聞く仕組みを用意し、事 業者とともに改善を行うよう心掛けてく ださい。

◆利用者等の留意事項

意見聴取の対象者となる利用者等は、事業者等の行う取り組みに対し、施設整備の効果を高めるため、以下に留意し意見聴取に参加してください。

事前に 行うこと

- ・事前に資料や質問内容が示されているときは、資料等に目 を通し、意見をまとめておくとよいでしょう。
- ・資料の提示のされ方をコーディネーター等に相談するとよ いでしょう。

・進行具合やコスト、統一仕様等により意見反映が難しいと の回答がされることがあることを理解しましょう。

- ・意見聴取の実施や反映の結果を尊重し、よりよい施設を整備するという共通の認識を強く意識しましょう。
- ・意見を述べる時、何故そうしてほしいか理由も伝えると事 業者等に理解されやすく、また、対処方法の幅も広がりま す。
- ・介助者や親などは、障害者等本人の意見であるか、介助者 や親としての意見であるかを明確にして意見を述べましょう。
- ・意見の伝え方に困ったときは、コーディネーターに相談し、 アドバイスを受けるとよいでしょう。
- ・相手や他の参加者の発言を最後まで聞きましょう。
- ・著しく個人的な思い込みや慣習等による意見を除き、 積極的に意見を述べましょう。

・意見を述べた施設をよく利用し、配慮された措置を試して みることにより、さらによい施設となるよう、機会を捉え て意見を述べましょう。

意見聴取 の場

意見聴取 の後

■意見聴取に慣れてきたら・・・・

- ・施設の所有者でなく利用者等であることを認識し、コスト意識を強く持つ等、意見が過度の負担を強いることにならないかを意識しましょう。
- ・経験や知識を活かし、他の利用者等との利害関係も意識し意見を述べるよう心がけましょう。
- ・実現性や他の参考例を示し、客観的・具体的な意見を述べるよう心がけましょう。
- ・施設整備の進行段階を踏まえた適切な意見を述べるよう心がけましょう。例えば、全体的な配置や動線の検討をしている際に、細部の意見を言うことや、設計も終盤となり取り付け位置などの検討をしている際に全体に関わる配置の話をするなど、進行段階を無視した意見は控えましょう。
- ・述べた意見と竣工後も含めた結果について整理・確認し、意見聴取・反映の次の機会に備えておきましょう。

⁽注) 意見聴取はいわゆる住民説明会とは異なり、道路渋滞や排気ガス、騒音、照明等の住環境について意見を聴く場ではないことに注意する必要があります。

■コーディネーターの役割

コーディネーターは意見聴取全般に関して適切なアドバイスを行い、ネットワークを活用して 意見聴取の対象者をそろえ、意見聴取会の運営を行います。

- ① 意見聴取が円滑に行われるよう運営します。
- ② 事業者等から、利用者等の紹介を求められた場合は、意見を聴く施設の用途・規模を勘案して、相応しい人を紹介します。
- ③ 利用者等へ情報がきちんと伝わるようにするため、事業者等が準備する手話通訳、磁気ループ、要約筆記、点字による資料、資料のひらがな付記や文字の大きさなどについて指導・助言します。
- ④ 事業者等と利用者等の間に起こりがちな緊張関係を解き、信頼し合える 関係づくりに努めます。
- ⑤ 利用者等間で考えが折り合わないなどの場合に、より良いアイディアや 代替案を示し、合意形成されるよう努めます。

利用者等の意見について、意見の趣旨が正確に伝わるよう必要に応じて補足説明します。

- ⑥ 意見が出されなかった措置について、改善する必要があると認められる などの場合は意見を述べます。
- ⑧ 利用者等からの意見が住環境関連等の意見聴取・反映の目的外となった 場合に、主旨を説明しなおし舵取りを行います。



■意見聴取の対象者となる利用者等の募り方

意見聴取は、施設完成後に施設を利用する者に対して行うことが基本となります。施設には利用者が特定できるものや児童館や高齢者福祉施設等のようにある程度年齢層や性別等が同じ人たちが多く利用するなど様々であり、それらを考慮して意見聴取の対象者を募ることが望まれます。また、施設には全県的施設、市町村域を対象とする施設など圏域により分類できます。このため、次のような募り方が考えられます。

○全県的施設の場合

- ・全県的な高齢者、障害者等の団体に相談し、所属する各種団体や個人に周知・連絡をお願いする。
- ・全県的な高齢者、障害者等の団体に窓口となってもらうと効果的な周知が見込めます。
- ・参加の意向を示した団体や個人へお願いする。
- ・行政の福祉担当部局を活用する。
- ・コーディネーターを活用する。

○市町村域対象の施設の場合

- ・当該施設が立地する市町村の福祉担当課を通し、社会福祉協議会から各地域で活動する各種団体の情報を得る。
- ・各種団体より、意見聴取に参加していただく方を紹介してもらう。
- ・市町村の住民窓口担当課を通し、町内会、女性会や子ども会等の既 存組織を活用し、参加を募る。
- ・コーディネーターを活用する。

3. 事例にみる意見聴取・反映

意見聴取・反映の参考事例として、**刈谷駅南地区第一種市街地再開発事業**を紹介します。

■特徴及び選定の理由

刈谷駅南市街地再開発事業は最新の事例であり、また、公益施設を中心と した大規模な複合施設であるため、意見聴取・反映の取組も熱心に行われて おり、多くの意見が寄せられ参考となるため事例として取り上げています。 ただし、工事途中段階から意見聴取・反映のため、設計当初から行った場 合と比べて下記が課題となりました。

- ・変更のための手続きが必要となり、工事費用が増加した。
 - 例) 意見に応えエレベーターのかごの大きさを変更したが、改めて各種 手続きが必要となった。また工事費用が増加した。
- ・定められた空間の中で変更が不可能な場合があった。
 - 例) 躯体等施工済みの部分については、エレベーターのかごの大きさを 変更できなかった。
 - 例)公益施設の中の要望の箇所にスペースの関係上、車いす使用者用駐車スペースを設置できなかった。
- ・施工済みの部分については意見聴取の対象外としてお願いした。

■事業の概要

刈谷駅南地区第一種市街地再開発事業では、刈谷駅南口の駅前広場及び地区周辺の県道・市道の整備と共に、地区に相応しい施設建築物の整備を行うものである。

○地区面積 5.7 ヘクタール

○施設用途

公益施設 市民ホール(約1,600席)

生涯学習センター

住宅施設 分譲住宅、賃貸住宅

商業施設 スーパーマーケット

スポーツ施設、駐車場

公益駐車場 駐車台数 610 台

〇スケジュール

実施設計業務 平成17年度

建設工事 平成 18 年度~平成 21 年度

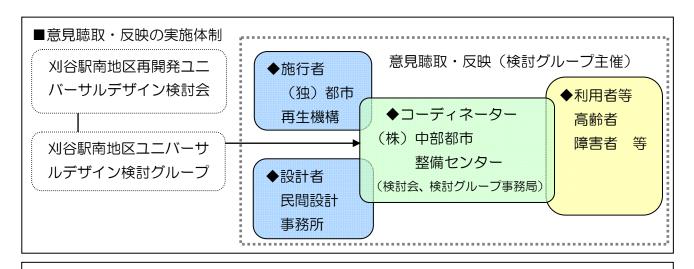


(1) 発意~取組体制

■意見聴取・反映のきっかけ

刈谷駅南市街地再開発事業によって整備される施設は公益施設を中心とした大規模な複合施設であるため、施行者(再開発事業における事業者)である(独)都市再生機構はバリアフリーの取り組みを重要視し、バリアフリーを重視した設計に取り組んできました。そして、よりバリアフリーな施設とするため、工事途中段階ではありましたが、利用者等への意見聴取・反映を行うことなどを含んだユニバーサルデザインの取り組みを行うことを意思決定し、次のことを実施しました。

- ・ 刈谷市関連部署及び(独)都市再生機構が中心となり、市民、アドバイザー等で構成される「刈谷駅南地区再開発ユニバーサルデザイン検討会」を組織し、検討会の事務局を(株)中部都市整備センターへ委託発注。
- ・ 検討会のもとで刈谷駅南地区におけるユニバーサルデザインについて検 討する「刈谷駅南地区ユニバーサルデザイン検討グループ」も設立される。
- ・ 意見聴取・反映を含む取り組み計画を策定。検討グループでは地区独自の ユニバーサルデザインの指標を定めたデザインコード案を作り、意見聴 取・反映を実施。次年度、その結果を反映させたデザインコードを検討会 にて確定し、これに基づき施設整備を実施。



■全体スケジュール

年度	事業段階	ユニバーサルデザインの取組 ユニューニー
平成17年度	実施設計	
平成18年度	工事	ユニバーサルデザイン検討会、検討グループ設置
		第1ステージ デザインコード案の策定
平成19年度	工事	第2ステージ 意見聴取の実施
		デザインコードの決定
平成20年度	工事	第2ステージ デザイン体験会の実施
		ボランティアグループの検討
~平成21年度	順次オープン	

(2) 第1ステージ

デザインコード案の策定

ユニバーサルデザイン検討会では、ユニバーサルデザインの方向性を定め、 地区内が同じルールで整備されるよう考え方や基準を示した「刈谷駅南地区ユ ニバーサルデザインコード」を取りまとめることとしました。

■ デザインコード

- デザインコードは、再開発事業地区で建設される施設・設備仕様の統一性や使い勝手 の向上を目指し、地区独自のユニバーサルデザインの指標を定めたものである。
- デザインコードには、基本ラインと推奨ラインの2種類を設定している。
 - ○基本ライン 県の整備基準+独自の配慮基準 基本的にどの施設においても対応するものとする。

○推奨ライン バリアフリー法の利用円滑化誘導基準+独自の配慮基準

公益施設、公益駐車場及び公共施設においては基本的に対応すると ともに、商業施設、住宅施設においては可能な範囲で対応するもの

とする。

ユニバーサルデザインコード 項目 細目 基本ライン 推奨ライン 出入口 最小有効開口幅 ·利用円滑化誘導基準 引き戸の設置 ・複数の出入口がある居室は1つ を引き戸とする。 ・引戸は車いす利用に支障のない ものとする。 ・ガラスの存在が視認できる仕様 ・ガラスは安全性の高いものを使 出入口付近のガ ラスの安全性 とする。 用する。 トイレ 多目的トイレ ・各客用トイレに多目的トイレを 併設する。 ・乳児用おむつ替えに対応する。 ・成人用おむつ替えに対応する。 オストメイト対応とする。

デザインコード表(抜粋)

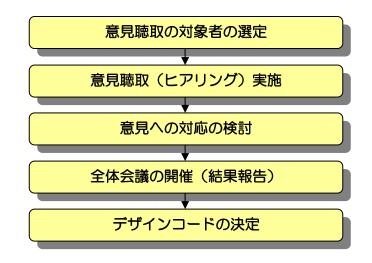
■ 第1ステージでのその他の取り組み

- ・ 障害者や高齢者について疑似体験を通して理解を深めた。
- 地区の問題点について検討を行った。
- ・ 動線計画について検討を行った。
- 色彩計画やサイン計画について方向性の検討を行った。
- ソフト(心のバリアフリー)について検討を行った。

(3) 第2ステージ

①意見聴取・反映の実施

意見聴取はデザインコードをよりよいものとするため、高齢者、障害者等の 意見を反映させることを目的に行いました。そして、決定したデザインコード により、設計内容を変更しました。



◆意見聴取対象者

意見聴取は刈谷市に活動拠点を置く市民団体を中心に、29 の様々な団体等 (下記参照)に対して行いました。(一部刈谷市以外、個人含む)

意見聴取の対象者となる市民団体等は、刈谷市で招集(育児関係)、コーデ ィネーターの持つネットワーク(これまでの活動、業務で知り得た団体等)の 活用、市民ボランティア活動センターの情報活用により招集しました。

■ 意見対象者(団体)例

西三河在宅介護センター、小垣江ボランティアかもめ(高齢者福祉) ・高齢者 ・肢体不自由 NPO ラルあゆみ (障害者高齢者外出支援)、刈谷肢体不自由児父母の会等

・肢体・視覚等 刈谷市身体障害者福祉協会(障害者自立更生指導等)

視覚障害者ガイドボランティアひまわりの会、刈谷市身体障害者福祉協会等 ・視覚、弱視、色覚 ・聴覚 OHP かきつばた(聴覚障害者の社会参加支援) 愛知難聴・中途失聴協会 等

・精神障害 NPO かきつばたフレンズ(小規模作業所運営等) 等 ダウン症児者の親の会ほほえみの会(療養・育児相談等) ・知的

NPO くるくる(障害児・者ホームヘルプ等) 等

・育児 育児中の刈谷市民の方々(刈谷市児童課にてメンバー招集)

・企業ボランティア アイシン精機(株)さわやかふれあいセンター(地域ボランティア、介護等)

・運営 さいたま新都心・新都心まちづくり室(市民参加型の施設運営)

◆意見聴取 (ヒアリング) の実施

意見聴取は、各団体ごとに出席者(高齢者・障害者等、支援する人)を決めてもらい、気兼ねなく意見を述べることができるよう別々の日時に建設現場近くの事務所に来ていただき実施しました。(原則1回実施)

- ・事業者等は、施行者、設計者、コーディネーターが参加し、デザインコードに関係する内容や日常生活におけるバリアーについて、対話形式で意見を聴いた。
- ・意見聴取者の多くは、他の障害者との関係にも留意して意見を述べることができるなど、客観的な意見を述べることのできる聴取者が多かった。
- ・聴く側についても、できること、できないことや聴きたい点を明確にして臨んだこともあってか比較的現実味のある意見が多く出された。
- ・ヒアリングで 494 の意見・要望やアドバイスが寄せられた。「安全」「運用」などのキーワードで分類し、さらに障害の内容を記載し整理を行った。

◆意見への対応の検討と結果報告

寄せられた意見・要望については刈谷市、施行者、設計者、コーディネーターによって、施設整備で対応できるもの、そうでないものを整理しました。 大幅なコストアップとなる措置や、空間的・物理的に不可能な措置、対応方法が定まっていない措置などを除きできる限り対応しています。

結果をデザインコード修正案として意見聴取した団体等に報告会(福祉会館にて同じ内容の報告会を別々の日に開催。各団体には可能な日に出席していただいた。)にて報告し、その後ユニバーサルデザイン検討会にてデザインコードを決定しています。

■ヒアリング結果から施設整備内容を変更(デザインコードの修正へ反映)

〇駐車場

- ・車いす利用者以外でも使える幅の広い駐車スペースの設置
- ・公益施設に車寄せを設置し、出入り口まで庇を設ける

Oエレベーター

- ・かごの大きさの変更、二方向型への変更、扉の幅を広げるなど
- ・かご呼び出し用に重いすのステップで操作できるフットスイッチを設置

○多目的トイレ

- ・同伴者のために、付近に待合い用ベンチを設置
- ・衣服着脱時の誤作動防止のため、シャワートイレ操作ボタンを壁面に設置
- ・足下まで見ることができる鏡を設置

〇一般トイレ

- ・親子連れや介助者連れ、手動車いすが利用可能な広めのブースを設置
- ・小物を置ける棚やフック(上下2箇所。壁とコントラストをつける)の設置
- ・ 使っていないブースは扉が常に開いている状態にする
- ・ 和式便器と周りの床の色にコントラストをつけ、わかりやすくする
- 大ホールの女子トイレは出入り口が混雑しないよう一方通行の動線とする
- ・ 一部女性用トイレに小児用の小便器を設置
- ・ 聴覚障害者への非常時の対応として、天井にフラッシュランプを設置

〇音声案内

- ・出入り口、エレベーター、トイレ、総合案内所は音声により案内
- ■設計変更に反映できなかった意見・要望 その理由(デザインコードへ反映せず)

〇駐車場

・公益施設の中に身障者駐車場は設置しない(代わりに車寄せ設置) 理由:スペースの関係上駐車場がとれないため

〇一般トイレ

・小便器の立ち位置に点字ブロックは設置しない

理由:愛知県では普及していないため

Oホール

・大ホール2階への車いす席の設置

理由:勾配が急な階段状席になっており危険なため設置はできないため

・総立ち状態時にも車いす使用者から舞台が見えるようにする装置は設置しない

理由:危険であるため。運営面で対処する。

○その他

・白杖センサーは設置しない

理由:白杖にも装置が必要となり、一般的な利用とならないため

・ 注意喚起床材箇所の音声案内は行わない

理由:対象箇所が多すぎ、逆に混乱を招くため

ボタンを押すとその場所が光る案内板は設置しない。

理由:コスト、メンテナンス等の面からも設置が難しいため。

②ユニバーサルデザイン体験会の実施等

刈谷駅南地区ユニバーサルデザイン検討グループでは、デザインコードのうち、手すりの高さと形状など検証が必要と考えられるデザインコードについて、 実際に体験すること(デザイン体験会)による検証を行うため、ユニバーサル デザイン体験会を開催しました。障害者や一般市民を対象とし、検証項目の検 証が可能な実物大の空間を作成し、検証を行っています。

エレベーターの仕様に関しては、障害のある市民とエレベーターメーカー工 場を訪れ、仕様の確認を行いました。

現在、刈谷駅南地区第一種市街地再開発事業では、デザインコードに沿った 建設が進められています。また、ボランティアによる人的支援を取り入れる予 定であり、その活動内容、体制の検討が進められています。

■ユニバーサルデザイン体験会の概要

再開発事業により建設される施設に導入されるユニバーサルデザインを、市民があらかじめ体験することを目的に開催しました。約950㎡の展示会場に、実際に建設される多目的トイレやエレベーターブースを合板パネルで作製し、機器類を設置したうえで車いすを利用して操作性を体験するコーナーや、屋外舗装材を敷き詰め、弱視ゴーグルによる視認性を体験するコーナー等を設けました。

展示したもの:手すり、衝突防止フィルム、トイレ、エレベーター、舗装材 ナビゲートパス、屋内床材、磁気ループシステム

■エレベーター仕様の確認(メーカー工場訪問)

障害者、サポートにあたる市民が参加し、エレベーター工場でエレベーターの使い勝手に 関する調査を行いました。視力の弱い方、聴こえない方、聴こえにくい方、電動車いすの方、 手動車いすの方によるかご内のボタンや表示、緊急時の動作などを確認しました。





(竣工写真)

4. その他の参考事例

■ 愛知県 西尾市新庁舎

西尾市では、ユニバーサルデザインの新庁舎を作るにあたり、当時の庁舎の使い勝手に関する市民アンケートを実施、ついでユニバーサルデザイン化委員会を設置し、提案を踏まえ 新庁舎の設計、建設を行った。

◆市民アンケートの実施(平成 16 年 8 月)

設問事項:現庁舎で不便に思うこと 施設・利用方法・行事への要望 等



◆西尾市新庁舎ユニバーサルデザイン化委員会

○委員構成 車いすから見たまちづくりの会、老人クラブ、介護認定調査員 人にやさしい街づくりアドバイザー、視覚障害者、手話通訳者 ガイドボランティア、元市外国人相談員、聴覚障害者 肢体不自由者、せんねん村事務長(特別養護老人ホーム)

市ボランティアコーディネーター

〇活動内容 平成17年8月 第1回委員会

これまでの庁舎での不便等意見交換

平成17年9月 ミニ勉強会

庁舎の設計について設計者から説明

平成17年9月 現庁舎の点検

平成17年10月 大府市庁舎、豊田市南庁舎の見学

平成17年10月 第3回委員会

新庁舎への要望

平成 17 年 11 月 第4回委員会

提案書のとりまとめ

平成17年12月 提案書を市長に提出

○提案書(提案の特徴)

①わかりやすいサイン・案内 ②誰でも利用しやすい駐車場 ③子育てにやさしい市庁舎 ④視覚障害者が自立して利用できる市庁舎に ⑤情報コーナーに必要な情報機器の設置 ⑥非常時の警報・誘導に配慮 ⑦新市庁舎の利用法を広報する

平成 17 年 12 月 『西尾市新庁舎ユニバーサルデザイン化委員会 提案書』より



- ◆西尾市新庁舎設計概要
 - ・延べ面積 18,283 ㎡ ・階数 地上7階
- ◆基本・実施設計業務
 - ·平成 18 年 4 月~平成 18 年 9 月
- ◆庁舎棟建設工事
 - ・平成 18 年 12 月~平成 20 年 6 月
- ◆ユニバーサルデザイン

誰にでもやさしく使い易い庁舎

- ・駐車場には車いす使用者用駐車場の他、ベビーカー利用者等にも配慮したらく らく駐車スペースを設ける。
- ・窓口部門は全体を見渡せる明快で視認性の高い空間構成とする。
- ・各階に多目的トイレを設置し、障害に応じて特化した設備を付帯して配置する。
- ・1階には男性利用にも配慮したベビー休憩室併設の授乳室を設ける。

『西尾市新庁舎建設 概要書』(平成20年1月)より



5. 意見及び対応例

下記は実際にあったやりとりの例です。

対応は施設によって様々ですが、ちょっとした位置の変更などは対応もしやすく、それによって使い勝手もよくなるため、意見を聴いて取り入れた例が数多くみられます。

また、意見は何のためにどうしてほしいか、回答は理由を添えて、可能か不可能か、または代替案を示すようにすると良いでしょう。

- ○意見 一般利用者が身障者用駐車場を利用しないようにしてほしい。
- ●回答 一角に身障者、幅広の駐車スペースを設置し、その手前にゲートを設けることとした。利用当初はゲートを運用せず、利用客のモラルを啓発。それでうまく運用できなかった場合には、ゲートによる制限を開始。(運用者に提案する。)
- ○意見 視覚障害者用ブロックは黄色がよい。
- ●回答 整備基準は明度等による視認のしやすいものだが、黄色にする。
- ○意見 エレベーターのインターフォンボタンに点字表示してほしい。
- ●回答 点字表示する。
- 〇意見 エレベーターの光電式ボタンはやめてほしい。(視覚障害者にとって、押したことがわからないため)
- ●回答 光電式はやめる。
- ○意見 トイレの紙巻器の位置が遠い。
- ●回答 変更する。
- ○意見 トイレの手すりの片方はP型でなくL型がよい。
- ●回答 L型にする。
- ○意見 トイレに荷物棚があるとよい。
- ●回答 オストメイト設備の面台を広くし、荷物棚として利用できるようにする。
- ○意見 ベビーチェアが便器から遠い。親に近いところに設ける方がよい。
- ●回答 便器脇にベビーチェアを設ける。
- ○意見 一般便所の大便器の手すりは右利き用と左利き用にするとよい。
- ●回答 そのようにする。

- ○意見 現在の庁舎は各室にドアや壁があり入りづらい。
- ●回答 課ごとのドアや壁は設置せず、執務室はオープンフロアとします。
- ○意見 現在の庁舎はカウンター越しに立って話をするので疲れる。
- ●回答 ローカウンター方式を採用し、座っての対応とする。
- ○意見 手話通訳できる人を置いてほしい。
- ●回答 受付に耳マークを出して筆談対応する。
- ○意見 エレベーター内で携帯電話の使用ができないか。
- ●回答 エレベーターシャフトの中は電波が届きにくく、技術的には可能だがコストとのバランス が悪く対応できない。
- ○意見 連絡橋にベンチを設けてもらいたい。
- ●回答 真中辺りに設置すると通行の障害となり、また端部に設置すると子どもが上がって橋下に 転落する恐れがあるので設置しない。

6. 参考資料

◆高齢による機能の低下、障害等の特性と建築物の計画上配慮する内容

	対	象		特 性	建築物の計画上配慮する内容
肢体不自由	つ え 使 用)	・段を越えたり、上下移動が困難である。	・段を解消したり、エレベーターなどで上下移動を解
			吏	・狭い空間での移動が困難である。(松葉杖使用時) ・疲れやすく、長い距離の歩行が困難である。	消する。・移動がスムーズに行える空間を確保する。・移動距離を短くする。・休憩スペースを設ける。
	下肢障害	電動車いす使用	手動車いす使用	・段を越えたり、上下移動が困難である。 ・狭い空間での移動及び移乗が困難である。 ・視点が低く、手の届く範囲が限られる。 ・手動車いすに比べ、回転等にスペースが必要となる場合もある。 ・細かな手先の動作や強い力を出すことが難しい。	 ・段を解消したり、エレベーターなどで上下移動を解消する。 ・その際に遠回りにならないよう配慮する。 ・車いすでの移動、移乗がスムーズに行える空間を確保する。 ・表示やボタン、棚などは、低い視点や手の届く範囲を考慮する。 ・手動車いすに比べ、広いスペースを確保する。 ・操作のしやすさを確保する。
	上肢障害		善	・左右どちらかからのアプローチ、操作が制限され	・左右両側からのアプローチ、操作を確保する。
	片まひ)	・生台とりらかからのアフローテ、探作が制成される。 ・身体のバランスがとりにくい。	・バランスを保てるよう手すりなど設置する。
視覚障害聴覚障害	全盲			・位置関係や距離、建築物や設置物の状況等、移動や機器操作のために必要な視覚情報を把握できない。 ・案内表示等、視覚的情報を認知できない。 ・点字を読める方、読めない方がいる。	・頭に入れやすいよう、分かりやすい空間構成とする。 スイッチ等の位置も同様に分かりやすい配置とする。 ・音、触覚による情報入手に対して配慮する。 ・情報の連続性に配慮する。 ・情報提供がなされていることが分かるよう工夫する。 ・音、触覚(点字も含めそれ以外の方法も)による情
	弱視等※		*	・位置関係や距離、建築物や設置物の状況等、移動や機器操作のために必要な視覚情報を把握しにくい。 ・案内表示等、視覚的情報を認知しにくい。 ・点字を読める方、読めない方がいる。	報提供を行う。 ・頭に入れやすいよう、分かりやすい空間構成とする。 スイッチ等の位置も同様に分かりやすい配置とする。 。 ・音、触覚による情報入手に対して配慮する。 ・部位などの色使いにより空間を把握しやすくする。 ・情報の連続性に配慮する。 ・情報提供がなされていることが分かるよう工夫する。
			_	・音や声による情報伝達が不可能である。	・音、触覚(点字も含めそれ以外の方法も)による情報提供を行う。 ・表示の大きさ、色使い、目線近くへの表示の設置、適度な照度など見やすさに配慮する。 ・文字や手話による情報提供、光、振動などの触覚に
				・発話できる方も多い。	よる情報提供を行う。 ・視覚情報が十分得られるよう明るさなどに配慮する。
	難聴者			・音や声による情報伝達が困難である。 ・発話できる方も多い。	・拡声器などにより明瞭な音声提供を行う。・文字や手話による情報提供、光、振動などの触覚による情報提供を行う。・視覚情報が十分得られるよう明るさなどに配慮する。

対	象	特性	建築物の計画上配慮する内容
言語障害		・言葉による意思表明が相手にうまく伝わらない。	・相手が当事者を視覚的に確認できるよう配慮する。
		・上下移動が困難である。	・エレベーターなどで上下移動を解消する。
		・・疲れやすく、長い距離の歩行が困難である。	 ・移動距離を短くする。
		<i>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</i>	・休憩スペースを設ける。
内部障害		・人工心臓などの装着がある。	・電波利用機器などを設置する場合、位置を配慮する。
降古		・電波などによる誤作動の可能性がある。	・案内により注意を喚起する。
	オストメ	・パウチを装着している。	・オストメイト対応の設備を設ける。
	イト		
		・抽象的な判断、臨機応変な対応、建物全体の空間	・一般的には分かりやすい空間構成や絵文字などによ
知的图	障害等	把握が苦手である。	る情報提供により、空間認識や理解を助けるように
, , , , ,		・意思表明が困難である。	する。
			・落ち着ける環境を提供する。
宝 龙	: R i i cib	・下肢障害と上肢障害、聴覚障害と言語障害など障	・それぞれの障害への対応を基本に、複合の種類によ
里復	障害	害が複合する場合があり、特性も多様。	り、多様な対応が必要となる。
		・筋力や関節可動域の低下、平衡感覚の低下から、	・段を解消したり、エレベーターなどで上下移動を解
		長い移動や上下移動が困難であるとともに転倒	消する。
		の危険が増す。	・歩きやすさを確保する。
一点松 に L:	フ +W 4F 人の	・立ったりしゃがんだりが困難である。	・手すりなどで身体を支持する。
の低下	る機能全般	・視覚及び聴覚等の感覚機能が低下する。(白内障	・操作や情報提供は、見やすさ、聞きやすさ、分かり
יו אונט		による黄変化視界など)	やすさを確保する。
		・細かい動作や新しい操作方法になじみにくい。	
		・疲れやすくなる。	・移動距離を短くする。
			・休憩スペースを設ける。
		・段を越えたり、上下移動が困難である。	・段を解消したり、エレベーターなどで上下移動を解
		・足元が見づらい。	消する。
		= 0+00 o + 1+ +000+14 - + - 7	一・歩きやすさを確保する。
*T*E0# **		・長時間の立位が困難である。	・休憩スペースを設ける。
妊娠時、 第	乳幼児連れ	・前かがみの姿勢やしゃがむ等の動作が困難である。	・手すりなどで身体を支持する。
			 ・乳幼児同伴の大人が安心して利用できるスペースを
		ることができるスペースが必要となる。	設ける。
			- · 授乳、おむつ交換ができるスペースを設ける。
		・児童の場合、体が小さいとともに緊急時の判断が	・低い位置からの操作性、視認性に配慮する。
IE	1 호	遅れやすい。	・子どもの視線、行動を考慮して、衝突回避等安全策
דע	童		を確保する。
			・案内表示やアナウンスを分かりやすくする。
言語の違いによる障		・情報獲得、意思表明が困難である。	・言葉によらない案内表示をしたり、複数の言語で案
害			内したりする等、情報伝達上の配慮を行う。
		・介助にあたってのスペースが必要となる。	・介助スペースや介助者のためのスペースを考慮する。
介助者のあ	ある場合		
		・介助者と介助される者の性別が違う場合もある。	・性別によらず利用できるよう配慮する。

◆用語集

●浮き彫り文字

点字ではなく、実際の文字を立体的にし、浮き出させたもの。点字の読めない視覚障害者も多く存在するため、そのような人へ配慮して作られたもの。

●FM放送受信装置

FM波を利用して、聴覚障害者が持ったポータブル受信機に音声を送る装置。

●オストメイト

がんなどが原因で直腸やぼうこうに機能障害を負い、手術により人工的に腹部に「排泄口」を造設した人。

●基本設計

基本設計とは、建物の概略を決める設計、または概略を決めた設計図面のこと。

配置計画、平面計画、仕上げなど、基本的な設計方針や平面、外観を決めていく設計段階をさす。 各部屋の大きさや動線などを検討。基本設計のあと、基本設計で決まったことを詳細図を含めた設計 図を作成する実施設計に移る。

●高齢者

一般には65歳以上の人をさす。

●コーディネーター

いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる係。また、そういう職業。

●サイン

標識、看板、しるし、符号、合図など、伝えたいことを記号として示したもの、あるいはその情報のこと。サインの種類には、記号サイン、誘導サイン、案内サイン、説明サイン、規制サインなどがある。

●視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者が通常の歩行状態において、主に足の裏の触感覚でその存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロックであり、道路及び沿道に関してある程度の情報を持って道路を歩行中の視覚障害者に、より正確な歩行位置と歩行方向を案内するためのものである。

「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」(平成 13 年8月)において引き続き検討課題とされていた視覚障害者の移動支援設備について、平成 14 年 12 月に同ガイドラインの追補版が策定され、視覚障害者誘導用ブロックと音声案内についてのガイドラインが示された。

●色覚障害

目の網膜で赤、緑、青を感じる機能のどれかが損なわれた状態。色盲、色弱、色覚異常などともいわれる。

●磁気ループ

音・声に応じて変化する磁力線を発生するループコイルに誘導コイルを感応させ、増幅して音・声を聞く方法。補聴器の入力切替スイッチをT(MT)にして、ループコイルを張った内部にいると、音源が移動しても同等の大きさで音・声が聞ける(教室、劇場やTV視聴などに活用)。周囲の雑音に妨げられずに電話を使用する場合もこの仕組みを使う。

●肢体不自由

手や足、体の胴の部分に障害があることをいう。半身まひ、脳性まひ、関節リウマチなどにより、 歩いたり、立ったり、物の持ち運びなどに支障があり、そのために多くの人が杖や義足、電動車いす などを使用している。

●実施設計

実施設計とは、施工に必要な図面を作成する業務のこと。

基本設計に基づいて、構造設計、設備設計を含めた総合設計をおこなう。原則として、この実施設計をもとに、施工業者と建築主は工事請負契約を締結し、工事内容と工事費用などを確定する。

●ゾーニング

建築の計画において、建築空間を機能・用途などを指標として、いくつかの小部分に分ける作業。

●弱視

視力が弱いこと。めがねなどで矯正することができない場合をいう。

●手話

手の動きや表情を使って、相手に意思や情報を伝える方法。耳の聞こえない人同士、又は聞こえる 人と聞こえない人とのコミュニケーション手段のひとつ。

●障害者権利条約

社会全体として障害のある人々にたいする差別をなくし、真の平等をめざした国連の条約。また、これまでの人権に関する国際条約が定めた基本的権利を障害のある人々が享受するために、政府がとるべき措置を広範囲にわたって規定している。2006年12月13日、第61回国連総会で採択された。

●触知案内板

触ることによって、視覚障害者や弱視者でも理解できるように配慮した案内板のこと。

●スパイラルアップ

事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで利用者や住民が積極的に参加すること、この参加プロセスを経て得られた知見を共有化し、他のプロジェクトに活かすことによって行われる、段階的かつ継続的な発展。

●墨字(すみじ)

点字に対して、視覚的に読む文字(目で読む文字)をいう。この用語解説も印刷物で読むときは、 墨字で示されていることになる。

●赤外線送受信装置

マイクからの音声を赤外線送受信機により飛ばすことにより、会場で子機をつければ映画やコンサート等を友人や家族と一緒の席で鑑賞することのできる装置。補聴器又は専用レシーバーで聴く聴覚障害者の席を設ける必要がなくなる。

●内部障害

身体障害者福祉法に定められた身体障害のうち、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の6つの障害の総称。

●ノーマライゼーション

障害のある人が障害のない人と同等に生活し活動する社会を目指すという理念。1950 年代後半の北欧で誕生し、国連の「障害者の権利宣言」(1975年)採択などに影響を与えた。ライフステージのすべての段階において全人間的復権を目指す「リハビリテーション」の理念とあわせ、国の「障害者対策に関する新長期計画」をはじめ、障害者福祉推進における基本的な理念の1つである。

●電光

行き先案内や緊急に際するメッセージ発信のための電光ボードなど。 聴覚障害者への有効な伝達手段のひとつ。

●パウチ

便や尿を受け止め、溜めておくため、オストメイトが装着する袋。

●白杖

視覚障害者の歩行補助具。障害物に対する防御、路面の変化を知る、視覚障害者であることを周囲に伝えるなどを目的として使用する。折り畳み式、スライド式、直杖式等の種類がある。

●白内障

水晶体が濁って徐々に視力が失われていく病気。高齢者に多い。かすんで見える、黄色っぽく見える、明るいところではまぶしいなどの症状がある。

●バリアフリー

建物内の段差を解消するなど、障害者や高齢者などが生活する上で妨げとなる様々な障壁(バリア)を取除くということ。建物や物などの物理的なもののほかに障害者や高齢者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障害の除去という意味でも用いられる。

●バリアフリー法

正式名称は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年6月21日公布、同年12月20日施行)

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定めている。

●筆談

手のひらや紙に文字を書いて伝えあう方法。聴覚障害者とのコミュニケーション手段のひとつ。

●明度

色の明るさを表す度合。眼に感じる光の強弱を示す量。

●モックアップ

実物大模型。実験のために、厚紙などで作られた正確な模型。

●ろう(聴覚障害者あるいは耳の不自由な人)

補聴器を使えばある程度は聞こえる人や、まったく聞こえない人など、その度合いはさまざまで、 生まれた時から聞こえない人もいるし、病気や事故で聞こえなくなる人もいる。

●ユニバーサルデザイン

高齢者や障害者だけでなく、一般の人にも使いやすい形の製品。バリアフリーをさらに発展させた、 誰もが共有できるコンセプトによるもの。

●ワークショップ

意見や技術の交換・紹介を行う研究や共同作業の場で、参加体験型の双方向グループ研究。まちづくりなどの場合は、地域に関わる多様な立場の人々が参加し、地域の課題を協力して解決するために、各種の共同作業を通じて計画づくりなどを進めていく方法のひとつ。